

1 審議会の結論

平成28年4月1日付けの「平成〇〇年〇月以降における請求者の実子である〇〇中学校 〇〇〇〇に係る全ての相談の記録」についての保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、平成28年4月13日付けで宮崎県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報不開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

平成〇〇年〇月〇日に請求した平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇日までの相談記録は数十枚に渡り、記録に残し、開示しているのに、今回請求した平成〇〇年〇月以降の相談記録は存在せず開示しないのか、きちんと説明した上で開示をしてほしい。

（2）審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 平成〇〇年〇月以降、宮崎県教育委員会に相談していたのは、主に私の娘である〇〇〇〇の高校受験の相談である。

イ 延岡市教育委員会に電話したところ、高校受験については県の教育委員会に電話するように言われたので、宮崎県学校政策課と北部教育事務所に幾度となく電話して相談に乗って頂いていた。

主な相談内容は

(ア) 高校受験に大切な実力テストの日程を学校側が教えてくれず試験を受けることができなかったが高校受験に支障はないのか。

(イ) 娘のように学校側の責任で登校ができず、出席日数が足りない場合は、どの程度受験に影響するか。

(ウ) 7月に〇〇中学校の校長と教頭に面談をした際にお願ひした娘の調査書が9月になっても作ってもらえず困っている。

(エ) 〇〇中学校が私の了解もなく、勝手に面談や電話を録音しているが、そのようなことが許されるのか。

(オ) 〇〇の高校から推薦の話を頂き、〇〇月中旬に〇〇中学校に行き、書類を〇月〇日までに用意してくれるようお願いしたが、期日になっても書類ができていなくて困っている。

(カ) 卒業アルバムの個人写真の撮影の連絡がなく、撮影していない。

(キ) ○○中学校の制服が着られなくなってしまった娘は、制服でないと卒業式に出られないといわれたが、参列できないのか。

ウ 4月15日に不開示決定の通知が届き、県教育委員会にどうして今回は開示してもらえないのか○○日に電話したところ、①延岡市教育委員会につなぎ、管轄ではないので記録に残していない、②相談内容が前回開示請求したものと同じだから開示する必要がない、③入試の件の相談記録が全く残っていない、と言われた。

エ 私は延岡市教育委員会から教示を受け、県の教育委員会に相談した。また、相談内容も前回請求した平成○○年○○月から平成○○年○月までのものとは全く異なる。

オ ○○中学校からは1度担任と面談しただけで、親身に受験の相談に乗ってもらったことはない。期日までに推薦書類を作成しないなど、最後の最後まで嫌がらせのようなことが続き、娘は卒業まで大きな心の傷が癒えることなく泣いていた。娘は高校生となった今も中学時代のトラウマに苦しみながら生活している。

カ 今回の不開示決定は、事実を隠蔽したものであり、納得がいかない。今一度、審査の上情報の開示をお願いしたい。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明している本件決定の理由の要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件決定の理由

ア 不開示とした理由

開示請求に係る保有個人情報保有していないため

(2) 実施機関による審査請求の理由に対する意見

ア 審査請求人は、平成○○年○月○日に請求した平成○○年○○月○○日から平成○○年○月○日までの相談記録は数十枚にわたり記録に残し開示しているのに、今回請求した平成○○年○月以降の相談記録はなぜ存在しないのか、今回の不開示決定は、事実を隠蔽したものであると主張している。

しかし、平成○○年○月以降の相談内容は、入試や卒業に関することが言葉として出てきていたが、最終的な主訴は、延岡市立延岡中学校の対応への不満であり、平成○○年○月以前の相談内容とほぼ同様であると解釈したので、相談内容については、当該中学校を所管する延岡市教育委員会で電話で報告し、逐一記録として残す必要はないと判断した。

イ 審査請求人が審査請求の理由の中で主張する主な相談内容への実施機関の対応の趣旨については、次のとおりである。

(ア) 2(2)イ(ア)について

相談者の相談内容を傾聴した上で、高校受験には支障がないことを相談者に伝えた。また、相談者の訴えを〇〇中学校を所管する延岡市教育委員会に電話で報告し、必要に応じて指導・助言するように依頼した。

(イ) 2(2)イ(イ)について

相談者の相談内容を傾聴した上で、欠席日数に関わらず高校受験は可能であること、また高校受験への影響の程度については、県立、私立に関わらず当該生徒が受験する高校が判断することなので、県教委としては判断できない旨を相談者に伝えた。また、相談者の訴えを〇〇中学校を所管する延岡市教育委員会に電話で報告し、必要に応じて指導・助言するよう依頼した。

(ウ) 2(2)イ(ウ) から(キ)について

相談者の相談内容を傾聴した上で、県教委は、〇〇中学校を直接指導できる立場でないことを相談者に伝え、相談者の訴えを〇〇中学校を所管する延岡市教育委員会に電話で報告し、必要に応じて指導・助言するように依頼した。

4 実施機関の弁明書に対する審査請求人の反論要旨

審査請求人が反論書で述べている要旨は、おおむね次のとおりである。

ア 延岡市教育委員会には平成〇〇年度から幾度となく相談してきたが、調査をしようと言ったのに調査をしなかったり、中立な立場であるべき教育委員会がいつも学校よりで、〇〇中学校と延岡市教育委員会の癒着こそが、問題解決の大きな壁となっていると常々感じていた。いつしか、他の保護者が言っているように、延岡市教育委員会に相談しても何も解決しない、無駄だと思うようになった。

それゆえ、私は娘が中学3年生になってからは、相談窓口を延岡市教育委員会ではなく、県の教育委員会と北部教育事務所に変えて、1年間様々な相談を100回以上してきた。

イ 今回、個人情報の開示請求をしたが、信頼を寄せていた県教育委員会から、1年以上に及ぶ私の相談記録が全く残っていないとの通知が届き、愕然とし、ショックを受けた。

再度、開示請求のお願いをしたが、開示請求できないとの通達が届いたときは、「記録がない、覚えていない」といって問題を回避する延岡市教育委員会と〇〇中学校と同じだと失望した。

5 審議の経過

当審議会は、本件審査請求について、以下のように審議を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成29年 2月 8日	諮問を受けた。
平成29年 7月 5日	諮問の審議を行った。
平成29年 7月21日	実施機関に対して本件決定に係る説明資料の提出を求めた。
平成29年 8月17日	実施機関から説明資料の提出を受けた。
平成29年 8月31日	諮問の審議を行った。
平成29年10月25日	諮問の審議を行った。

6 審議会の判断理由

(1) 本件対象保有個人情報について

ア 教育相談については、電話や面談により相談を受けた担当者が、内部報告のため、相談者とやりとりした相談内容や対応等の要点を、担当者の記憶やメモをもとに教育相談に係る報告書（以下「相談記録」という。）を作成している。当該報告書は、相談日時、相談形態、相談者氏名、相談の概要、対応等を記載し、継続案件の対応時に以前の報告書を参考にする等して活用することで、相談に係る問題の解決に資することとしている。

イ 本件請求については、実施機関が、平成〇〇年〇月から本件請求時点までの審査請求人に関する相談記録を作成しておらず、対象となる保有個人情報が存在しないとされたものである。

ウ なお、審査請求人の実子に関する相談記録については、本件請求の前に、平成〇〇年〇月〇日付けで「平成〇〇年〇〇月〇〇日以降の審査請求人の実子である〇〇〇〇の相談記録」という内容により保有個人情報開示請求（以下「前回請求」という。）がなされており、県教育庁学校政策課が保有する5件及び北部教育事務所が保有する2件の計7件（平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇日まで）の相談記録について、平成〇〇年〇月〇〇日付けで全部開示決定がなされ、郵送により写しが交付されている。

(2) 本件決定の妥当性について

審査請求人が主張する本件請求は、前回請求に引き続く相談記録の開示を求めるものであるが、実施機関は存在しないことを理由に不開示としているので、その決定の妥当性について検討する。

ア 保有個人情報の存否及び不存在の理由

- (ア) 実施機関は、平成〇〇年〇月以降の相談内容の最終的な主訴は、延岡市立〇〇中学校の対応への不満であり、同校の設置者である延岡市教育委員会が窓口となり対応すべき案件であると判断したため、相談記録は作成していないとしている。
- (イ) 保有個人情報の存否について、当審議会で調査を行ったところ、平成〇〇年〇月以降の審査請求人からの電話相談について、相談記録だけでなく、相談があった事実や相談内容等について記録した日誌、パソコン等の電磁的記録、録音データ、また公文書に該当しない個人メモを含め、存在を確認することができなかった。
- (ウ) また、県教育庁等文書取扱規程（平成2年教育委員会教育長訓令第4号）第13条によると「電話又は口頭で聴取した事項のうち重要なものは、電話口頭連絡票によって処理しなければならない」とされており、電話及び面談等で多数の教育相談がある中、すべての案件について相談記録が作成されるものではなく、相談記録に残すか否かの判断は実施機関に委ねられていると解される。
- (エ) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条によると「県費負担教職員の服務は市町村教育委員会が監督する」旨が規定されており、実施機関が当該中学校を直接的に監督する権限はなく、実施機関が延岡市教育委員会に相談内容を報告していることをもって一定の役割を果たしたという説明に不自然な点はない。

イ 判断

本件は、保有個人情報の存否を問う審査請求であり、対象公文書がない以上、不存在を理由に不開示決定を行った実施機関の判断に不合理な点はない。

したがって、不存在を理由とした本決定は妥当であると判断する。

ただし、教育相談を受けるにあたり、どのような場合に相談記録を作成し、保存するかについては、今一度整理の上、ルールを定めることが望ましい。

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。